

新型コロナウイルス感染予防対策について

学生の皆様へ

北海商科大学・学生支援センター医務室

1. 体調不良（咳・発熱・節々の痛み・倦怠感（だるさ）・味覚・嗅覚障害、下痢等）のある学生は、登校を控え自宅で静養する。

- ・毎身体温を計測し（朝夕2回以上）、症状とともに記録する（体調管理票あり）。→
- ・必要に応じてかかりつけ医に電話相談のうえ医療機関を受診。
⇒受診し、PCR検査等を受けた場合は、医務室に連絡をお願いします。



※発熱や全身倦怠感については、薬を飲まなくなった日から2日経過するまで、期間を過ぎれば登校が可能です。

※発熱等が収まり、48時間発熱がないことを確認後に登校する。

2. 下記の症状がある場合は「救急安心センターさっぽろ「#7119」(011-272-7119)」に相談またはWEB7119で確認するとともに、指示に従って医療機関を受診、医務室に連絡をお願いします。（様式1）→

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（*）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（*）高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方



★上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」、味覚・嗅覚障害が続く場合

3. 新型コロナウイルス感染症と判明した場合は、速やかに医務室に連絡をお願いします。（様式2）→

- ①検査日 ②受診した医療機関 ③現在の症状 ④発熱及び咳などの症状が現れた日
- ⑤症状が現れた日の2日前からの行動履歴 ⑥保健所や医療機関からの指示



※学校保健安全法第19条の規定により登校停止とする。登校停止の期間は「治癒するまで」とする。保健所からの療養終了の連絡後に医務室に必ず連絡をしてください。体調に問題がないことを確認した上で、登校の可否について判断をします。



4. 濃厚接触者となった場合は、速やかに医務室に連絡をお願いします。（様式3）→

同居家族・同居人の陽性が判明した場合、陽性者から感染の可能性がある場合と連絡があった場合は、濃厚接触者となり感染者と接触した日の翌日から7日間の自宅待機（10日間は健康観察が必要）となります。

- 同居家族・同居人が陽性になった場合は、保健所の指示に従い自宅待機
- 陽性者から感染の可能性がある場合と連絡があった場合は以下参照してください。→
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/documents/tirashi.pdf>
- 大学から感染の可能性がある場合と連絡があった場合は、自宅待機期間の指示を行います。期間終了後に体調に異常がなければ登校は可能です。体調不良のときは必ず医務室に連絡してください。



5. 登校後に体調不良となった場合は、マスク等咳エチケットに留意し帰宅し1.の対応をとってください。

6. その他感染の可能性がある場合

感染者や感染リスクの高い者（症状のある者）と濃厚接触（感染対策（マスク着用など）をせず1メートル以内で15分以上の接触があった等）をした場合や、飲食を共にした場合は感染リスクがあります。自宅待機をし、医務室に連絡をしてください。状況を伺ったうえで大学としての対応を判断します。

※なお、医務室への連絡がない場合は、履修している授業科目の担当教員への連絡を行うことができません。感染や濃厚接触が判明した場合には、上記の方法で速やかに連絡してください。

【北海商科大学・学生支援センター 医務室】

電話（011-841-1161・内線8111）

様式1・2・3について、Googleフォームも利用してください。

<様式1> <https://forms.gle/7vye7d3dts3LP2GeA>

<様式2> <https://forms.gle/tWDScJHcJt3bkSS97>

<様式3> <https://forms.gle/AbTPRX94plyose8s5>

<体調管理表> https://www.hokkai.ac.jp/wp-content/uploads/corona_0402_2.pdf



様式1

様式2

様式3

体調管理表